

族に對する重大なる任務を帯びて來れるなり」と口を切り、五箇條の提出要求に就き各委員順次に立ちて其の説明を爲せり。

(一)工場委員制に就ては森脇委員熱辯を揮ひ同委員制採用の利益を述べ次に松浦委員は之より生ずる職工の責任感念を語り、會社側は「其必要は認むるも併し其實施は時機の問題にして折角研究中なれば會社を信任して待たれよ」と答ふ。

(二)組合自由加入に就ては安井、中村等の諸委員労働組合の本質を説き、重役は「組合加入自由に就ては會社側は何等干渉すべき性質のものに非ず。併し吾人は今の處諸君と云ふ第二者との交渉權は認むるも友愛會と云ふ第三者に對しては之を認めず」と言明す。

(三)八時間制度は安井委員より川崎造船所が八時間制を實施して好成绩を收め居る狀況を説明し中村委員は會社の之を許さざるは國家が組合を承認せざる爲か或は會社の規則に依るものか誠意ある回答を望むと迫り重役は「諸君は八時間を適當なりとなすも吾々は目下の處九時間制度を相當と思考す果して兩者の何れが可なるや、産業上職工の幸福上福適當なるやに就きては深く研究中なり」と答ふ。

(四)注日給の増額に就きては安井委員逐一之を説明し「吾等薄給の爲に子供の不幸は言語にも盡されず家庭の悲惨形容の外にあり。之が原因となりて吾等の家族は社會を怨み資本家を呪ふと云ふが如き結果に陥らんも保し難し」と力説し面は汗と涙に滲み、語り終りて歎歎するあり、有弊の重役等も聲

を潜めて傾聴し嚴肅なる光景を呈したるが「賃銀増額に付き職工側は餓死せん許りになり居ると云ふも會社は然か思爲せざるなり。されど賃銀の事は種々研究中なれば會社の措置に信頼せられたし」と答へ次いで

(五)解雇退職の手當に就て各自説明せるが右委員の説明に對し武田社長は「能く諒解せり。會社に於ても常に調査研究し居り、優遇方法に關しては種々策致し居れば唯重役に信頼せられたし」と述べ、中村、安井兩氏より實施時期方法等に關し更に具體的の答辯を求めたるも、役重の答辯は「唯信頼せよ」の一點張りにて何等要領を得しめず、茲に於て委員等は口々に會社の不誠意を語り憤慨せるも最後に「何等の確答をも與へられず此の儘暢然と歸神する事は不可能なれば岩崎男に面會の機會を取與へられたし」と強硬に之を要求し武田會長は一應拒絶せしも再三の懇望に對し兎も角斡旋の勞を取るべしとの言明を與へ、一同く漸にして引取る事となり、午後二時半會見を終れり。

然るに會社側にては委員等の退出後重役等會合し、「既に當該三社の代表重役が全責任を帯びて一切解決の衝に當りたる以上、直接關係なき合資會社々長が特に此事件に關し委員と會見すべき理由なきは常識上明白なり」と爲し、「遺憾乍ら右請求に應じ難き旨」特旨を以て回答せしめたり。

此の通知に接して委員等は大いに落膽せしも尙初志を貫徹すべしとなし、翌十九日友愛會本部に於て協議の結果、直接岩崎男に面會を求むる事に決し、午後一時神田紅梅町なる男の私邸を訪問したる